

# かみす

保存版第3号

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※10月6日(火)時点の情報を  
もとにまとめたものです

Pick up

- ▶ 感染症にそなえール補助金
- ▶ 妊婦へのインフルエンザ予防接種費用助成
- ▶ 長寿いきいき応援券
- ▶ 避難所・学校へのサーマルカメラ設置

### 4月28日以降に生まれたお子さんの保護者の皆さんへ

## 新生児子育て応援給付金

神栖市独自

国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児の  
いる世帯へ、子育て支援の一環として給付します。



詳細はコチラ

☎ 健康増進課 0299-90-1331  
☎ 国保年金課 0299-90-1143

給付額 = 新生児1人につき30,000円

対象 = 次のすべてを満たす新生児

- 出生日が2020年4月28日～2021年4月1日
- 出生後最初の住民登録が神栖市で、申請日まで引き続き市内に住民登録がある

受給権者 = 次のすべてを満たす方

- 新生児と同一世帯の父または母
- 新生児の出生日から申請日まで引き続き市内に住民登録がある

申請期限 = 2021年5月31日(月)

申請方法 = 出生日により異なります

- 2020年4月28日～9月30日の生まれ  
自宅へ郵送された申請書に記入し、返信用封筒で健康増進課へ郵送
- 2020年10月1日以降の生まれ  
出生届の際に手渡された申請書に記入し、市民課・市民生活課または国保年金課へ提出

### 市民の皆さまへ



神栖市長  
石田 進

市民の皆さま、事業者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が懸念される中、感染拡大防止対策にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび、神栖市では、コロナ禍での市民の皆さま、事業者の皆さまへの支援策をより一層強化するため、第3弾の独自支援策をまとめました。

今後とも、皆さま方が必要とされる独自支援策などを講じてまいりたいと考えておりますので、まちづくり懇談会などの機会もご活用いただき、ぜひご意見やご提言をお聞かせいただければ幸いです。

市民の皆さま方におかれましては、引き続き、新しい生活様式を意識した生活を心がけていただくとともに、感染症対策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症予防対策補助金

## 「感染症にそなエール補助金」

神栖市独自

申・問企業港湾商工課 ☎0299-90-1182

感染防止対策の推進と、対策にかかる事業主の皆さんの費用負担軽減を図るため、補助金を交付します。

対象＝次のすべてを満たす事業者

- 個人事業主または中小企業
- 「いばらきアマビエちゃん」に登録し、感染防止対策宣言書を掲示している

補助対象経費＝感染防止対策に要した物品の購入経費

例：マスク、消毒液、ついで、フェイスシールド、ビニールカーテンなど



※2020年1月以降に購入した物品が対象

補助限度額＝1事業所あたり3万円

※補助率100%

申請期限＝2021年2月26日(金)

申請方法＝申請書、概要書、対象物品を購入した際の領収書の写し、いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣言書の写しを、企業港湾商工課へ持参または郵送

※申請書、概要書は市ホームページからダウンロードできます



感染防止対策宣言書イメージ



詳細はコチラ

事業者の皆さんへ

## 「いばらきアマビエちゃん」登録方法

茨城県産業戦略部中小企業課 ☎029-301-5472

お店やイベントなどを「いばらきアマビエちゃん」に登録し、感染防止対策宣言書を掲示することで、茨城県などのガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいることをアピールできます！

※市民の方の利用方法は、裏表紙をご確認ください

※詳しくは、茨城県ホームページをご確認ください



県ホームページ

1 登録フォームから必要な情報を登録

2 県から登録完了のメールを受信

3 メールに記載されたURLをクリックして「感染防止対策宣言書」を印刷

4 施設利用者に、QRコードの読み取りを案内

妊娠中の方へ

# インフルエンザ予防接種費用を助成

神栖市独自

☎ 閩健康増進課 ☎ 0299-90-1331

合併症を起こしやすいとされる妊娠中の方がインフルエンザの予防接種を受けやすくするため、従来の小児・高齢者に加え、妊婦への助成制度を開始しました。

**対象**＝次のすべてを満たす方

- 市内に住民登録がある
- 母子健康手帳の交付を受け、接種時に妊娠中である

**助成対象接種期間**＝10月1日(木)～2021年1月15日(金)

**助成額**＝2,000円(接種費用が2,000円を下回る場合はその額) ※期間内に1回限り

**申請期限**＝2021年3月31日(水)

**申請方法**＝医療機関へ全額支払った後、次のものを持参して健康増進課または市民生活課へ申請

- 領収書(原本)
- 母子健康手帳
- 振込先口座の分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)
- 印鑑(朱肉を使うもの)



## インフルエンザの予防接種に関するお願い

感染症の影響により、インフルエンザの予防接種を受ける方が多くなることが予想されます。重症化のリスクが高く、特に必要とされている方が、確実に接種を受けられるよう、高齢者などの優先接種にご協力をお願いします。

## 長寿いきいき応援券

神栖市独自

申込不要



☎ 閩長寿介護課 ☎ 0299-91-1700

感染症の影響下でも、高齢者の皆さんがいきいきとした生活を送ることができるよう、また、市内の店舗を支援するため、買い物や食事などに使える応援券を贈呈します。

**対象**＝市内在住の70歳以上(1951年4月1日以前に生まれた方)

**金額**＝3,000円分(500円券を6枚)

**使用期限**＝2021年2月28日(日)

**配布方法**＝11月中旬から順次、対象者へ郵送

**利用できるお店**＝市内協賛店(子育て応援券協賛店と同一店舗)

※利用できる店舗の一覧を、応援券に同封して郵送します



## 長寿いきいき応援券の協賛店募集

長寿いきいき応援券を配布するにあたり、応援券を使用できる協賛店を募集します。

☎ 閩神栖市商工会

〒314-0121 神栖市溝口4991

☎ 0299-92-5111 ☎ 0299-92-9360

**申込方法**＝協賛店申込書に必要事項を記入のうえ、申込先へFAXまたは郵送

※申込書は子育て応援券協賛店申込書と共通で、商工会ホームページから入手できます

集団感染のリスクを低減

# 避難所や学校にサーマルカメラを設置

神栖市独自

図学務課(学校関係) ☎0299-77-7347

防災安全課(避難所関係) ☎0299-90-1126

感染症の拡大防止を図るため、避難所および市内小・中学校などに、非接触で瞬時に体温を計測できるサーマルカメラを、合わせて51台設置します。

これにより、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境を整備し、また、災害発生時の避難所における集団感染のリスクを低減します。

## サーマルカメラ設置施設

- 市内全小・中学校、指定緊急避難場所となっている幼稚園
- 教育施設以外の指定避難所

### サーマルカメラの使い方

顔をかざすだけで体温を計測することができ、発熱している人を検知すると「体温異常」と表示されます。



## その他の感染症対策

### パーティションの購入

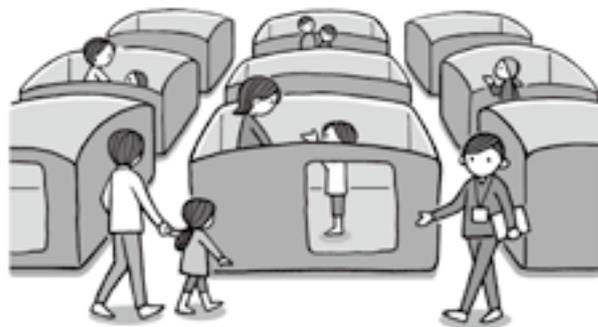
避難所内に間仕切りを設置することで、飛沫の飛散による感染症の拡大を防ぎます。

### 保健衛生用品の購入

消毒液、使い捨て手袋、マスクなど

### 小・中学校での消毒作業の委託

教職員の負担を軽減するため、学校での消毒作業を外部へ委託します。



## 避難所での感染症対策にご協力をお願いします

市では、避難所での感染症拡大を防止するため、さまざまな対策を行なっていますが、皆さんも、検温や手洗い、手指消毒などにご協力をお願いします。

また、可能な限り、避難所で必要となる物を持参するようお願いします。

### 非常時の持ち出し品チェックリスト

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 食品(レトルト食品、缶詰、アルファ米) | <input checked="" type="checkbox"/> 衣料品(防寒着、雨具)        |
| <input checked="" type="checkbox"/> 感染症対策品(マスク、消毒液、体温計) | <input checked="" type="checkbox"/> 燃料(卓上コンロ、ガスボンベ)    |
| <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水(1人1日3リットル)      | <input checked="" type="checkbox"/> 火気(ろうそく、ライター、マッチ)  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 防災用品(ヘルメット、懐中電灯)    | <input checked="" type="checkbox"/> 救急用品(救急箱、常備薬、生理用品) |
| <input checked="" type="checkbox"/> 生活用品(メガネ、時計、電池)     | <input checked="" type="checkbox"/> 情報機器(防災ラジオ、携帯用充電器) |

## 児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備 コンピュータ活用推進事業

☎学務課 ☎0299-77-7347

文部科学省のGIGAスクール構想に基づく「児童・生徒1人1台のタブレット端末整備」に対応するため、関連機器およびネットワーク環境を整備します。

### 大型モニターの整備

市内全小・中学校のすべての普通教室と一部の特別教室に大型モニターを整備します。大型モニターは、通常授業で教師や児童・生徒の端末画面を表示し、黒板と同様に使用するほか、オンライン授業でも活用します。

また、動画などの視聴にも利用できます。



### 学校専用インターネット回線の増設

タブレット端末を使用する授業で、高速で安定したインターネット接続を確保するため、市内全小・中学校の回線を増設します。

## 幼稚園、小・中学校の水道蛇口ハンドルを交換

☎教育総務課 ☎0299-77-7212

市内の幼稚園および小・中学校のトイレや手洗い場にある水道蛇口ハンドル約2,000カ所を、回転式からレバー式に交換します。

レバー式は肘や手の甲で操作でき、手指で触れずにすむため、感染リスクの低減に役立ちます。



## 傷病手当金の適用期間を延長

☎・☎国保年金課(国民健康保険の方) ☎0299-90-1142  
(後期高齢者医療の方) ☎0299-90-1143

国民健康保険や後期高齢者医療に加入している被用者の方(会社などに勤めている方)で、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために会社を休み、給与の支払いを受けられなくなった方は傷病手当金を申請できます。

当初9月30日までとされていた適用期間が延長になりました。

手続きなど詳しくは、電話でお問い合わせください。

適用期間 = 2020年1月1日～12月31日

# 医療機関における感染防止対策への支援

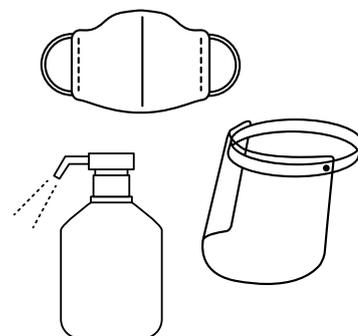
神栖市独自

関地域医療推進課 ☎0299-77-8207

これからの季節は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザや発熱を伴う感染症の同時流行が危惧されています。そのため、市では、感染症対策の一環として、市内の2次救急医療機関と発熱外来を設置する医療機関を支援します。

## 支援の内容

- **施設改修整備への補助**……発熱患者と一般患者の動線を分けるための改修、増築工事など
- **設備・機器への補助**……院内感染を防ぐための空気清浄機やパーテーション、換気設備の設置など
- **感染予防用品購入への補助**……医療従事者用マスク、フェイスシールド、手袋などの個人防護具や飛沫防止アクリル板、消毒液など
- **医療従事者宿泊支援**……医療従事者の負担を軽減し、業務に専念できる環境を整備
- **感染予防用品の備蓄**……急速な感染拡大に伴い感染予防用品が不足した場合、緊急的に医療機関を支援できるよう、市独自にマスク、フェイスシールド、ガウン、防護服などを備蓄



# 救急活動における感染防止対策

関鹿島地方事務組合消防本部 ☎0299-97-3613

消防本部の救急隊員は、感染防止対策として、ゴーグル・マスク・手袋・感染防止衣の着用を徹底し、医療機関などと連携しながら、救急患者の対応にあたっています。

また、感染症拡大防止のため、救急活動時には次の項目を確認させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 確認ポイント

- 発熱があるか(ある場合はいつからか)
- かぜ症状、呼吸困難、強い倦怠感があるか
- 味覚や嗅覚に異常があるか
- 感染症患者または疑いのある方との接触歴があるか
- 海外渡航歴、県外への移動歴があるか
- 内服薬の有無、治療中の病気、過去の治療歴などがあるか



感染防止衣などを着用した救命訓練の様子

# 事業者の皆さんへ 個別相談会

無料  
予約制

申・園神栖市商工会波崎支所 ☎0479-48-0333

感染症の影響を受けている中小事業者のためのさまざまな支援策について、経営指導員・中小企業診断士が相談に応じます。

日程 = 12月24日(木)までの所定の日

時間 = 午前10時～午後5時

場所 = 神栖市商工会本所・波崎支所

相談内容 = 持続化補助金、ものづくり補助金などの各種補助金や資金繰り支援など

※開催日や申込方法など、詳しくは神栖市商工会ホームページをご確認ください



## 感染症の影響を受ける 市民の皆さんへの支援

感染症拡大防止のため、窓口へお越しいただく前に、問合先にご連絡ください

生活費の貸し付けは、申請期限が12月末まで延長されました。

申・園神栖市社会福祉協議会 ☎0299-93-0294

### 特例緊急小口資金(上限20万円・無利子)

#### 当面の生活費貸し付け

申請から貸し付けまで状況により、3週間以上必要です

対象 = 感染症の影響により収入が減少した世帯

- 貸付条件 据置期間 = 貸付日から1年  
償還期限 = 据置期間経過後、2年
- 必要書類
- 本人確認ができるもの
  - 振込先を確認できるもの
  - 住民票謄本、印鑑 など

### 特例総合支援資金(月額上限20万円・無利子・原則3カ月)

#### 生活再建までの生活費貸し付け

申請から貸し付けまで状況により、3週間以上必要です

対象 = 感染症の影響により失業もしくは収入が減少した世帯

- 貸付条件 据置期間 = 貸付日から1年  
償還期限 = 据置期間経過後、10年
- 必要書類
- 本人確認ができるもの
  - 振込先を確認できるもの
  - 住民票謄本、印鑑 など

### 住居確保給付金(家賃相当額・原則3カ月)

上限 = 単身世帯34,000円、2人世帯41,000円、  
3人世帯44,000円

※不動産業者などの指定口座へ直接振り込み

対象 = 2年以内に離職・廃業・休業した方(所得制限、金融資産上限などがあります)

- 必要書類
- 失業または休業を示す書類
  - 身分証明書(写)
  - 通帳(写)
  - 入居住宅に関する状況通知書
  - 賃貸契約書(写) など

# 選んで、アマビエ 必ず、アマビエ

茨城県産業戦略部中小企業課 ☎029-301-5472

## いばらきアマビエちゃんとは？

「いばらきアマビエちゃん」は新型コロナウイルス感染者が発生した際に、感染者と同じ日に同じ施設を利用していた方に対して、県から注意喚起のメールを送付するシステムです。いばらきアマビエちゃん登録店は県のガイドラインに沿って感染防止対策に取り組んでいます。お出かけの際は、いばらきアマビエちゃん登録店を利用しましょう。

厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）と併用することでより感染拡大防止の効果が期待できます。

### もし、訪れた施設やイベントで コロナが発生したら ...

同じ日に、同じ施設を利用した方の中から感染者が出た場合同日に利用した全員に県から注意喚起のメールが送信されます。



## ご利用方法



## 注意事項

- 「いばらきアマビエちゃん」からのメールは「@ibaraki-coronanext.jp」よりお送りいたします。
- システム登録の前に「@ibaraki-coronanext.jp」からのメールを受信できるよう、ご自身の携帯電話、スマートフォン、パソコンのメール受信設定をご確認ください。メールが届かない場合は受信設定により、注意喚起メールを受信できない状態になっている可能性があります。
- 同じ店舗を別の日に訪問する都度、二次元コードの読み取りが必要になります。

## 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」もご利用ください

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト

